## 告 示

残

## 埼玉県告示第七百三十号

という。 自立 条の二第一項の規定による指定介護機関 留 の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 のとおり廃止の届出があった。 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国 の支援に関する法律  $\smile$ 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第 以 下 「中国残留邦人等支援法」

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

	居	一 高 一 高 一 毛 第 三 八 一 大 古 十 十 場 一 場 一 一 部 一 一 十 十 十 十 十 十 十 十 七 十 十 十 十 十 十 十 十 十	春 ヨ 部 武 里 ア
護   護   導     六平   四平     月成   月成     三三   十十	護 問 護 問 宅	F 橋一日 第三部 三八市 店   大	日 部 武 上 ケ
薬 導   平成 月成   三十十	問護問定	一日 三部 八市   大	ヤパンケ
護 導   四平 月成   三三 十十	護問問宅		
導 四平 月成 三三 十十	問宅		
導 四平 月成 三 十十	宅療		
導 平 成 三 十	護 予	三 八 二 三	注 イン フ リ 月
	居宅療養管理指	深谷市萱場	だらなってレ変引
管理指導四月三十日	介護予防 居宅療養管理	二。 七) 九· 一。 二	スマイル薬局
導 平 成 三 十	居宅療養管理指	<b>芼</b> 冇	Ŀ.
の種類 廃止年月日	サービスの	所在地	名 称

	ジャパンケア上尾		ジャパンケア上尾	戸倉松	ジャパンケア	シャノンクアリ連	ジアペン・アスト			春日部中央 ジャパンケア			訪問看護 ・ション
〇 X 二 A 号 L	- E 二上 - X 五尾 二 A   市 号 L 一原 T 一 所 北 町 上 尾		二〇一パピルス杉戸町杉戸町杉戸町杉戸町杉戸町杉戸町杉戸町杉戸町		ー○一号 シャトーレ・ヒノモト 八潮市中央		六—八———————————————————————————————————				秩父市阿保町一—一一		
訪問入浴介護 介護予防	訪問入浴介護	訪問介護 予 護 予 防	訪問介護	訪問介護 予 護	訪問介護	訪問介護 予護	訪問介護	居宅介護支援	訪問入浴介護 介護予防	訪問入浴介護	訪問介護 予防	訪問介護	居宅介護支援
六 月 三 十 日	六平   六平     月成   月成     三三   十十     十日年   日年		月三十	平 成 三 十 年	六月三十日	平 成 三 十 年			六月三十日 平成三十年			三平 月成 三十 十二 日年	

	入ジ 間 ヤ パ ン ケ ア 所 沢					ジャパンケア朝霞			草加谷塚	ジャパンケア	草 ジャパ 主 ケア			
	稲二入 荷一市 ビー市 ル二久 二一保 二十二年 ドン 二十二千 日二荷 日 号			大三朝 三一六一 ルー一十二 棟二台					リレント谷塚一―C	草加市谷塚町	北一草 ビー市 一一三十三 ーニー			
居宅介護支援	訪問介護 予 遊 形 変	訪問介護	居		居宅介護支援	通所介護 介護予防	通所介護	訪問介護 予防	訪問介護	訪問介護 介護 予 護	訪問介護	居宅介護支援	訪問介護 予 遊	訪問介護
六平   六平     月成   月成     三三   十十     十日   日年					六月三十日 平成三十年			六月三十日	平 成三 十 年	六平 月成 三 十十 日年				

ュ ノ シ ラ 木 戸		ジャパンケア和光	ジャパンケア幸手		シャノンクアカ領		熊 谷 美 土 里 ア		
一四—六 北葛飾郡杉戸町下野九		第一○四号室 アルカ 地六 西大和団地六 田子 東 田子 東 田 大和 田 地 六 田 大 和 田 地 六	岡野ビルー階一〇一	<del></del>   四	国分貸店舗 七	加須市下三俣	堀口ビルA号 田町二―一		
通所 所 介 護 防	通所介護	訪問介護 問型 連看護 時	訪 問 養 養 防	訪問介護	訪問 介護 予防	訪問介護	訪問介護 予防	訪問介護	居宅介護支援
六月三十日	平 成 三 十 年	六平 月成 三二 十十 日年	六 <sup>2</sup> 月) 三 十 日	平 成 三 十 年	六月三十日	平 成 三 十 年		六月三十日 平成三十年	